

平成23年度 第2回 芦屋市営住宅入居者選考委員会 会議録

日 時	平成23年11月7日(月) 15:30~16:30
会 場	南館4階 第1委員会室
出 席 者	<p>委 員 服部委員長 掘委員 戎井委員 加納委員          清水委員 いとう委員 松木委員 中島委員          長谷委員 竹内委員 磯森委員</p> <p>(欠席委員) 山口委員</p> <p>事務局 林都市環境部参事(都市計画担当部長)          細井住宅課長 平都市環境部主幹(建替担当)          石本住宅課主査 坂恵住宅課主査 井澤住宅課員</p>
会議の公表	公 開
傍聴者数	な し

1 報告事項

平成23年度住宅困窮者登録の申込状況について

2 議案

平成23年度住宅困窮者登録の困窮度点の決定について

3 配布資料

ア 平成23年度第2回市営住宅入居者選考委員会資料冊子

(委員名簿, 報告事項(1), 議案(1))

イ 住宅困窮者登録採点基準

ウ 住宅困窮者登録一覧表

4 審議内容

開会

(事務局 細井) 定刻になりましたので、平成23年度第2回芦屋市営住宅入居者選考委員会を始めさせていただきます。

まず始めに、事前配布資料と本日本配布資料の確認をさせていただきます。

(資料名読み上げ)

なお、本日本配布しております資料の「住宅困窮者登録採点基準」と「住宅困窮者登録一覧表」につきましては、情報保護の必要上、当日本配布といたしました。会議終了後に回収させていただきます。

それでは、委員の皆さまに市長から委嘱状を交付させていただきます。

す。市長が座席までお伺いしますので、その席でお立ちのうえお受け取りください。

(委嘱状交付)

(事務局 細井) 続きまして、開会にあたりまして山中市長からご挨拶申し上げます。

(山中市長挨拶)

(事務局 細井) 市長は公務都合により、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。

(山中市長退席)

(事務局 細井) それでは、委員長選出に入ります前に、事務局から本委員会の運営に関して説明させていただきます。

本委員会は、芦屋市の附属機関ですので、運営の原則が定まっております。内容は、芦屋市情報公開条例と附属機関の指針に基づく、会議と会議録の公開でございます。

附属機関につきましては原則公開となっております。本日の会議につきましても、特に非公開とする理由もございませんので公開を予定しております。また、本日は傍聴の申し出はございませんでした。

また、本日の会議につきましては、発言者名を明記のうえ会議録として要約し、芦屋市ホームページ及び行政情報コーナーで公開させていただきますこととなります。要約内容の確認につきましては、後ほどの議事のなかで指名されます議事録署名委員により行うことを本会の慣例としておりますので、ご了承願います。

ここまでの内容でご質問などはございませんか。

(委員一同承認)

(事務局 細井) それでは、次に委員長の選出をお願いしたいと思います。

特にご意見がなければ、慣例により事務局から推薦させていただいてよろしいでしょうか。

(委員一同異議なし)

(事務局 細井) それでは、服部委員に委員長をお願いしてよろしいでしょうか。

(委員一同異議なし)

(事務局 細井) それでは服部委員に委員長をお願いいたします。以降の進行につきましてには委員長をお願いします。

(服部委員長) 委員長のご承認をいただきました，芦屋市老人クラブ連合会副会長の服部と申します，よろしくをお願いします。

初めに，委員長代理者の指定です。施行規則に基づき，委員長が職務を遂行できないときには，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代理するという事になっております。本会の慣例では，「市議会選出の委員から每期交代で」ということのように，前期は民生文教常任委員会からでしたので，今期は都市環境常任委員会から長谷委員をお願いしたいと思います，どうぞよろしくお願いします。

(長谷委員了承)

(服部委員長) 次に，会議の定足数の確認ですが，山口委員が公務により欠席のため，委員総数12名中11名出席で過半数の出席となっておりますので，本会は成立しています。

本日の議事録の署名委員ですが，これも每期順番に交代ということで，加納委員と竹内委員をお願いします。

(加納委員，竹内委員了承)

(服部委員長) それでは，報告事項の「平成23年度住宅困窮者登録の申込状況について」事務局より説明をお願いします。

(事務局 細井) - 配布資料ア2頁の「報告事項(1)平成23年度住宅困窮者登録の状況について」の内容を適宜読み上げて説明 -

住宅困窮者登録の申込状況につきましては，受付総件数は平成22年度の158件から平成23年度は144件となっており微減となっておりますが，概ねここ数年の申込状況の対前年度比較につきましては微減，微増している傾向はございますが特に有意の変動はございません。

また，団地希望件数につきましても，微減，微増しておりますが同様の状況となっております。一定の比率の方につきましては，住宅に困窮されているという事情があるものの，通学，通院あるいはご家族が近隣に居住されている等の個々の事情があるようで，団地を指定されるという傾向です。

なお，項目4のあっせん住宅欄につきましては，現在は世帯人数と間取りとを対応させております。生活していく上では部屋数も大切な要素ですが，延べ床面積の方が人数との対比が明確になりますので，

住宅課としては面積の表記に変えていく考えがありますことを報告いたします。

具体的には、古い築年数の物件で西蔵町住宅には、48㎡で3DKという住戸がございまして、この表によれば3人以上世帯へのあっせんとなりますが、新しい物件で48㎡といえは2DK以下の間取りで2人世帯向きとなっておりますので、この不整合を解消したいというものです。

ただし、募集案内でも間取りで示しておりましたので、それとあっせん内容が変わることのないよう、この1年間は間取りと面積とを併用し、来年の募集時から面積表記一本に切り替える考えでございます。

来年の募集に関する住宅課の考えを合わせて報告いたしますと、7月に本委員会を開催しました際に、長谷委員の方から「困窮者登録という表現には違和感がある。」というご意見をいただいております。今年印刷物の手配の関係で事務的に変更する時間はありませんでしたが、登録受付担当者へその旨留意するよう伝えておりましたところ、市営住宅の入居希望の申込みに来庁されたのに「住宅困窮者登録申込」と表記されていたので、市営住宅の入居希望申込のことだと分からなかったという事例が何例かあるようでしたので、分かり易くするよう名称を「市営住宅入居希望者登録」へ来年度から改めます。

ただし、「困窮」という用語自体は、公営住宅法にも明記されているものですので、本会における困窮度点数など、タイトル以外の部分では引き続き使用していく場合もございます。

以上が報告事項です。

(服部委員長) 只今の説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(委員一同承認)

(服部委員長) それでは、報告事項については承認とさせていただきます。

続きまして、議案の「平成23年度住宅困窮者登録の困窮度点の決定について」事務局より説明をお願いします。

(事務局 石本) それでは、初めに「住宅困窮者登録採点基準」について説明させていただきます。

- 配布資料イ「住宅困窮者登録採点基準」の内容を適宜読み上げて採点基準を説明 -

(事務局 坂恵) 続きまして、今回の住宅困窮者登録者の採点方法及び空家のあっせん方法について、事例を挙げながら説明させていただきます。

- 配布資料ア「市営住宅空家状況」、ウ「住宅困窮者登録一覧表」の内容に則して、採点方法及び空家のあっせん方法を説明 -

(服部委員長) 只今の説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(松木委員) 1名で入居の申込みをされている1人世帯の事例についてお聞きしますが、単身の方は全くの天涯孤独の方なのか、近所に親族の方がおられるのか、本人が希望されているのか、あるいは親族が希望されているのか、別世帯になっているのか、どのような状況なのか。

確かに、核家族化で別々に住むというのは現代の日本の現状ではありますが、近所に親族がいるにも関わらず1人で市営住宅に入居するというのは、いくら市営住宅があっても不足する要因になっているのではないかという気がします、そのあたりの状況はいかがですか。

(事務局 坂恵) 実際、単身の方で身内の方がおられないという方もごく稀ですがおられます。

基本的には、親族がおられる方のほうが多く、希望団地を申告されている高齢者の申込者の中にも、親族の方の近くを希望される方がおられるのも事実です。

(松木委員) 市営住宅に入居したいという方はたくさんおられます。

天涯孤独である方とか、所得がないという方については、市営住宅に優先的に入居していただければよいと思いますが、親族の方が近くにいて、しかも、それが持ち家であるというような場合には、市営住宅をあっせんする必要があるのかなと疑問に思う場合もあります。

困窮度を採点した点数により市営住宅をあっせんしていくという説明でしたが、そのあたりことについては考慮をされているのですか。

(事務局 平) 単身の方につきましては、法改正により60歳以上の方に入居資格があります。

住民票、課税証明書及び保険証で年齢及び本人が単身であるかを確認しております。また、それらの書類や受付時の聞き取りから、現在の扶養状況などを確認しております。もし、どなたか親族の被扶養者になられているという場合は、その扶養親族の方の住居と一緒にお入りいただくよう話をしております。その結果、単身世帯としての入居資格を与えております。

(松木委員) 要するに、家族と同居して市営住宅に入居するという方については点数を高くするという採点方法ではないということですね。

これからの市営住宅は、家族と同居する世帯に多くあっせんするという方向に持っていかなければ、世帯分離した世帯がどんどん入居さ

れた場合は、いくら市営住宅をたくさん作って用意しても足りなくなると思います。

これから市営住宅の建替えも控えているなか、1人世帯用の単身住宅をどんどん作っていかなければならないという話になります。そのあたりはどのようにお考えなのですか。

(事務局 細井) 松木委員のご指摘いただいている考え方につきましては、よくわかりますので研究課題だと考えるところでございます。

ただ、先ほど事務局からご説明させていただきましたとおり、現在の困窮度の評価方法というのは、一定の外形的に客観的な評価ができるものをもって困窮度を決めているというものでございます。書面での審査となりますので、住民票で1人世帯となっていましたら、住民票による書類チェックは通ります。

委員よりご指摘の内容は、行政としての方向性といえますか、誘導といえますか、こうあるべきだということに持っていこうというものでございます。そのような方向ですぐに所管課単独で検討を進めるには少し話が大き過ぎますので、今後、研究課題として取り扱いさせていただきます、委員会において今後ご報告させていただきたいと考えております。

(松木委員) なぜそのような提言させていただいたのかと言いますと、今後、市営住宅の建替え計画の話も控えていますので、そういうことも考慮したうえで今後の市営住宅のあり方というものを考えていただかないといけないのではないかと思ったからです。この段階で意見を言わず、世帯分離した1人世帯をどんどん入居させていけば、いくらたくさん市営住宅があっても足りないのではないかと危惧しています。家族と同居するという条件で市営住宅に入らせていただくために、そういう方の点数は高くするという方向に誘導していただくべきではないかと思う観点から意見を言わせていただきました。

(中島委員) 東日本の大震災で被災された方についてお尋ねしますが、東日本の大震災で被災された方、あるいはその関係の方については今回の登録者の中には含まれているのですか。

(事務局 細井) この困窮者登録者の中には東日本大震災の被災者の方は含まれておりません。

東日本大震災の被災者の方については、被災者支援ということで別途、随時受け付けております。なお、被災者支援の広報につきましては、芦屋市単独ではなく、広域行政の中で被災エリア向けて、被災者支援の住宅を確保しているという案内を行っているところです。

(中島委員) 　　ちなみに、被災された方々で芦屋市の市営住宅に被災者支援の入居の申込みをされた方というのはどれぐらいありましたか。

(事務局 細井) 　　芦屋市で直轄している市営住宅には東日本大震災の被災者支援で入居された方はおられません。

　　現在、入居をご検討され、ご相談をいただいている方は1名おられるというような状況です。

(加納委員) 　　福祉関係の団体で活動しております関係で、母子家庭と市営住宅入居の関係をよく聞かれます。

　　配布資料の「採点基準」を拝見しますと、困窮者の採点が「3歳未満の乳幼児を扶養する母(父)子世帯」の方は社会的弱者第2順位となっており、「3歳以上18歳未満の児童を扶養する母(父)子世帯」の方が社会的弱者第3順位ということで点数が低くなっています。

　　どういう理由で社会的弱者の順位が第2順位と第3順位になっているのか教えてもらえますか。

　　また、生活保護世帯については、どうしてこの採点の点数に入れているのでしょうか。

　　あと、DV被害者については、芦屋市内に限らないですが、どこかにDV被害者用の住宅を確保できているのですか。

(事務局 坂恵) 　　母(父)子家庭の点数の差につきましては、もともと当初の採点基準では同点で配点されていたようです。3歳未満の乳幼児を扶養する母子家庭の方は、仕事もなかなか見つけられないという点や、子どもを預けながら仕事を続けることが難しいことも配慮し、困窮度がより高いという認識をしており、3歳未満の乳幼児を抱えている母子家庭の場合と、子どもが学校等に通学するようになった学生である家庭の場合の差を考慮したものだと考えております。

(事務局 細井) 　　DV対応のための緊急時シェルターと呼ばれているものにつきましては、簡単に場所を推測できないことなどの必要性がございますので市営住宅の一室を使用するのは難しい状況でございます。芦屋市の規模の場合ですと、県のシェルターの方に入っていただくという方向で考えているところです。

(事務局 坂恵) 　　生活保護世帯についてのお尋ねですが、高齢者で生活保護世帯の方につきましては「65歳以上の方」、「70歳以上の方」という項目の方で年齢による加点がありますが、こちらの項目の生活保護世帯に該当される方につきましては65歳未満の方で、大半が年齢の若い方になります。

　　特に若い方の場合は、住宅さえ確保できれば生活が改善され生活保

護を受けなくても自立して生活できるようになるのではないかという点があります。また、生活保護を受給されていても、住宅扶助の範囲を超える住宅家賃額を負担している方もおられますので、そういうことも考慮し社会的弱者第3順位と同等という位置づけとしております。

(加納委員) 生活保護世帯については、住宅だけは確保し、働く意欲があれば自立への指導ができ、生活保護受給額は減っていくだろうということですね。

(長谷委員) 採点基準の障がい者の特別加算の部分の加点についてお尋ねします。障がいの区分については「重度」、「中度以上」などがありますが、採点基準ではどういう区分をされていますか。どの程度を「中度」としているのですか。

(事務局 坂恵) 障がいの区分につきましては、税法の所得控除と同等の扱いとなっております。

身体障害者手帳1級及び2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者手帳1級の方が社会的弱者第1順位となっております。社会的弱者第3順位につきましては中度以上の障がい者のいる世帯と表記しておりますが、身体障害者手帳3級から6級の方、療育手帳B判定の方、精神障害者手帳2級及び3級の方で実際には軽度も含んでおります。中度の方と65歳以上の高齢者だけの世帯という場合には社会的弱者第2順位となり、1点多く加点されるという採点になります。

(長谷委員) 「重度」、「中度」などの区分が他の施策のものと違いましたので質問させていただきました。加点内容はわかりました。

(服部委員長) では、他にご質問等がないようですので、議案(1)「平成23年度住宅困窮者登録の困窮度点の決定について」は決定してもよろしいですか。

(委員一同承認)

(服部委員長) それでは、議案は決定とさせていただきます。

本日の議事は全て終了します。事務局より連絡事項等ありましたらお願いします。

(事務局 細井) 今後の日程につきましては、住宅困窮者登録の採点基準と一覧表につきまして本日も承認いただきましたので、住宅困窮者登録申込者の方に郵送にて通知し、あっせんをお待ちいただくこととなります。

12月には困窮度数の高い方から、先ほどご説明させていただ

いたような流れに沿って空家をあっせんしていきます。

(服部委員長) これをもって、入居者選考委員会を終了します。各委員におかれましては、円滑な会議進行にご協力いただきありがとうございました。

閉 会